

第4章 指標と目標

1 指標と目標

本プランを実効性のあるものにするため、下記の通り目標値を設定するとともに、進捗管理を行い、事業の推進を図ります。

目 標	施策の方向	具体的施策	推進項目No.	推進項目	指数項目	策定時直近値(28年度)	目標値(34年度)	担当課
I	1	(2)	2	女性職員の登用推進	管理職（主幹級以上）に占める女性職員の割合 (大牟田市特定事業主行動計画)	9.2%	H32年度 15.0%	人事課
I	1	(2)	2	女性職員の登用推進	監督職（主査・副主査級）に占める女性職員の割合 (大牟田市特定事業主行動計画)	18.1%	H32年度 30.0%	人事課
I	4	(1)	14	大牟田市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の推進	住んでいる地域が子育てしやすいと思っている市民の割合	49.2%	H31年度 58.0%	子ども育成課
I	4	(1)	14	大牟田市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の推進	仕事と家庭の調和がとれていると回答した市民の割合	38.7%	H31年度 44.0%	子ども育成課
I	4	(1)	15	市における男性職員の子育て目的の休暇等の取得促進	男性職員の子育て目的の特別休暇の取得率 (大牟田市特定事業主行動計画)	54.8%	H32年度 100.0%	人事課
II	2	(1)	19	審議会等委員への女性の参画推進	女性委員の登用率	36.2%	42.0%	総合政策課 人権・同和・男女共同参画課
II	2	(1)	20	女性人材リストの充実・活用	登録者数	33人	50人	人権・同和・男女共同参画課
II	2	(2)	21	人材育成のための学習機会の充実(レディースモニター)	研修会開催数	5回	5回	市民生活課
III	1	(1)	29	人権侵害防止のための啓発	社会全体の中で、「男女の地位が平等である」と回答した市民の割合	21.8%	40.0%	人権・同和・男女共同参画課

Ⅲ	3	(1)	44	女性の健康力推進 (乳がん・子宮頸がん 検診)	乳がん及び子宮頸がん検診 受診率(国保被保険者で市 の検診を受診した人の割 合)	30年度シ ステム変 更後に算 出	50.0%	健康長寿支援 課
Ⅲ	3	(1)	45	食育の推進	食育に関心がある市民の割 合	73.7%	90.0%	健康長寿支援 課
Ⅲ	3	(1)	46	エイズ及び性感染症に 関する情報提供及び広 報啓発	H I V抗体検査受検数	123件	130件 以上	保健衛生課
Ⅲ	3	(2)	48	妊婦健康診査の推進	妊娠 11 週以内での妊娠の 届出率	84.7%	92.0%	子ども家庭課
Ⅳ	1	(2)	57	就学前子育て講座の実 施	就学前子育て講座の参加率	81.0%	86.0%	生涯学習課
Ⅳ	2	(1)	59	固定的役割分担にとら われない意識の啓発	「男は仕事、女は家庭」と いう考えについて「同感し ない」「どちらかといえば 同感しない」と回答した市 民の割合	57.2%	65.0%	人権・同和・男 女共同参画課

第5章
プランの推進

第3次プランの多岐にわたる取組みを着実に実施していくため、全庁的な調整や進捗管理を行うとともに、男女共同参画を総合的に推進するための体制を強化します。また、市民団体や関係機関、国・県等と連携し、効果的な施策の推進を図ります。

1 大牟田市男女共同参画審議会

「大牟田市男女共同参画審議会」は、大牟田市男女共同参画推進条例第31条に基づき設置しています。市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するほか、男女共同参画計画（プラン）に基づき、市が実施する施策の推進状況について、市長に意見を述べることなどを役割としています。

2 大牟田市男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の形成に向けた取組みは、あらゆる分野にわたる全庁的な取組みが必要であることから、市長を本部長、副市長を副本部長とし、各部長級を本部員とする「大牟田市男女共同参画推進本部」において、男女共同参画の推進を目指す施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

3 女性センター

男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点として、国・県の動向を的確に踏まえて、男女平等や女性問題に関する情報収集及び提供、市民・女性グループ・各種団体の活動促進、相談事業、調査等多様な機能の充実に努めます。

4 市民団体や関係機関等との連携

男女共同参画社会に向けて、自主的に活動を行う市民団体やグループ等を支援・育成し、連携を図るとともにネットワーク化を進めます。

ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、関係機関と連携し取り組みます。

5 「第3次おおむた男女共同参画プラン」の進行管理

男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を確実なものとするために、毎年、推進状況について調査し、報告書を公表します。

6 国・県等との連携

プランを推進するにあたっては、国・県等との連携強化に努めるとともに、他の自治体との交流や情報交換などにより、効果的な施策の推進を図ります。